

外航貨物海上保険

輸出貨物に関わる外航貨物海上保険のご案内

■ 保険の対象

海外に輸出される貨物

■ 梱包

標準的な輸出仕様梱包

■ 輸送区間

日本から世界各地まで

(日本、米国等に経済制裁対象として指定された国、個人および企業との輸送を除きます。)

■ 保険金額

通常はCIF価額の110%で設定します。

(ただし、信用状(L/C)などにより、CIF価額の110%以外の保険金額の指定がある場合は、事前にご相談ください。)

■ 保険期間

(1) 海上危険・ストライキ危険

通常の契約では、貨物が保険契約で指定された地の倉庫や保管場所から、輸送開始のために直ちに積み込む目的で初めて動かされた時から開始し、通常の輸送過程にある間継続し、保険契約で指定された仕向地の最終倉庫または保管場所において輸送用具からの荷卸しが完了した時に終了します。

しかしながら、次のような場合には、たとえ輸送の途中であっても保険は終了しますのでご注意ください。

- ① 通常の輸送過程以外の保管、または貨物の割当てもしくは分配のために、倉庫において荷卸しされた場合
- ② 通常の輸送過程以外の保管のため、輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用した場合
- ③ 本船から荷卸しされて60日(航空機の場合は30日)を経過した時

(2) 戦争危険

原則として海上(航空)輸送中のみが戦争危険の保険期間となります。具体的には、貨物が本船(航空機)に積み込まれた時から開始し、最終荷卸港(地)において本船(航空機)から荷卸しされた時、または本船(航空機)が最終荷卸港(地)に到着後15日を経過した時のいずれか早い時に終了します。

■ 適用される約款

外航貨物海上保険では、英国保険市場において作成された協会貨物約款 (Institute Cargo Clauses : ICC)が国際的に普及しています。この協会貨物約款には、1963年、1982年、2009年にそれぞれ制定されたICC(1963)、ICC(1982)、ICC(2009)があります。

弊社ではICC(2009)を標準約款として適用しております。この約款には、(A)条件・(B)条件・(C)条件の3種類の基本条件があり、それぞれの条件により保険金をお支払いする場合は次ページの表のように概要としてまとめることができます。

なお、信用状(L/C)などの指定によりICC(1963)、ICC(1982)でお引き受けすることも可能です。

■ 保険金をお支払いする主な場合

海上危険 危険の種類	2009年協会貨物約款		
	(A)条件	(B)条件	(C)条件
船舶・艇の座礁・乗揚げ・沈没・転覆	○	○	○
陸上輸送用具の転覆・脱線	○	○	○
船舶・艇または輸送用具の他物(水以外)との衝突・接触	○	○	○
避難港における貨物の荷卸し	○	○	○
火災・爆発	○	○	○
投荷	○	○	○
波ざらい	○	○	△ ^{*1}
地震・噴火・雷	○	○	×
共同海損	○	○	○
海・湖・河川の水の船舶・艇・船倉・輸送用具・コンテナ・保管場所への浸入	○	○	△ ^{*1}
積込・荷卸中の水没または落下による梱包1個ごとの全損	○	○	△ ^{*2}
あらゆる人または人々の悪意ある行為	○	△ ^{*3}	△ ^{*3}
盗難・抜荷・不着	○	×	×
破損・まがり損・へこみ損	○	×	×
雨・雪などによる濡れ損	○	×	×
海賊行為	○	△ ^{*3}	△ ^{*3}

○…お支払いします。

△…下記「*」にしたがって、保険金をお支払いします。

×…お支払いできません。(ただし、特約をセットすることにより、お支払いの対象となる場合があります。)

*1 自動的にセットする「SPECIAL CLAUSE FOR INSTITUTE CARGO CLAUSES(C)1/1/09」により全損のみ保険金をお支払いします。

*2 自動的にセットする「SPECIAL CLAUSE FOR INSTITUTE CARGO CLAUSES(C)1/1/09」により保険金をお支払いします。

*3 「PIRACY AND MALICIOUS DAMAGE CLAUSE」により保険金をお支払いします。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

“保険金をお支払いできない主な場合”は次のとおりです。“保険金をお支払いできない場合”は付帯される特別約款の種類等によっても異なりますので、詳細は「保険約款」でご確認ください。

- 被保険者の故意による損害
- 貨物固有の瑕疵(欠陥)または性質による損害
- 航海・輸送の遅延による損害
- 荷造・梱包の不完全、コンテナ内への積付不良による損害
(ただし、その荷造・梱包が被保険者またはその使用人によって行われる場合またはこの保険の危険開始前に限ります。)
- 原子力、放射能汚染危険による損害
- 生物化学、生物、化学、電磁気兵器による損害
- 通常の輸送過程にあたらぬ期間(保管中など)のテロ危険による損害
- 船舶の所有者等の支払不能・金銭債務不履行による損害
(ただし、被保険者が運送人の経営状態の悪化が、航海の妨げになり得ると知っている、または通常の業務上当然知っているべきである場合に限ります。)
- 間接損害

など

■ 損害が起こった場合の通知について

CIF条件等にて輸出された貨物に損害があった場合、受荷主(Consignee)さまから現地クレーム・エージェント(海外で保険事故の対応を行う損害査定代理店)にご連絡いただきますようお願いいたします。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

